公益財団法人世田谷区保健センター統括課長
課長補佐及び主任の職の指定等に関する規則

平成３年３月30日
財世保規則第１号

（目　的）

第１条　この規則は、統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定　義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　課長　公益財団法人世田谷区保健センター組織規程（昭和52年1月財世保規程第2号。以下「組織規程」という。）第3条第1項に規定する課長の職をいう。

（２）　係長　公益財団法人世田谷区保健センター組織規則（平成24年3月公財世保規則第9号。以下、「組織規則」という。）第3条第1項及び第2項に規定する係長、担当係長、副係長及び主査の職をいう。

（統括課長の職の指定）

第３条　理事長は、別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な事務をつかさどる課長の職を統括課長の職として指定することができる。

（課長補佐の職の指定）

第４条　理事長は、管理職昇任までの待機期間として財団運営に関する特に重要かつ困難な調整等の職務にあたる職員を、課長補佐の職として指定することができる。

（主任の職の指定）

第５条　理事長は、特に高度な知識又は経験を必要とする職務に従事する係員の職を主任の職として指定することができる。

（統括課長等の任免）

第６条　統括課長、課長補佐及び主任の任免は、理事長が行う。

（委　任）

第７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付　則

１　この規則は、平成3年4月1日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に公益財団法人世田谷区保健センター職員の昇任選考に関する規則（平成元年 11 月財世保規則第４号）の規定により昇格任用されている者は、この規

則の規定により任命されたものとみなす。

附　則（平成4年7月15日規則第4号）

この規則は、平成4年7月15日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附　則（平成21年1月29日規則第4号）

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附　則（平成21年3月24日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附　則（平成22年12月1日規則第9号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附　則（平成25年3月13日規則第5号）

この規則は、平成25年3月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附　則（平成28年3月2日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成30年2月28日規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附　則（平成31年2月27日規程第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和5年4月3日規則第3号）

この規則は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。